

令和7年度産学官連携促進プログラム運営等委託業務企画提案書作成要領

1 提出書類

令和7年度産学官連携促進プログラム運営等委託業務公募型プロポーザル募集要領を熟読の上、次の書類を提出してください。

番号	書類名称	規格及び枚数制限	提出部数
1	本業務の概要	A4またはA3（A4に折りたたむ）で全25ページ以内。既存の企業概要等を添付する場合は、25ページ以内を含めてください。両面印刷可とします。	原本 1部 副本 10部
2	企業概要及び類似事業の実績		
3	実施体制図		
4	スケジュール		
5	経費見積書		

※A3片面1枚につき、A4片面2枚分と換算します。また、A4片面には、A4一枚分のみ印刷してください。

2 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）してください。

3 提出期限

令和7年5月29日（木）17時（必着）

※必要書類が全て揃っていない場合は受け付けることができませんので、ご注意ください。

4 提出先

高知県産業振興推進部産業イノベーション課

〒780-8515 高知市永国寺町6番28号

高知県産学官民連携センター「ココブラ」内（担当：辻・西岡）

TEL 088-823-9781 FAX 088-821-7112 E-mail 121701@ken.pref.kochi.lg.jp

5 受理の通知

郵送の場合、書類が期限までに到着し受付が完了したときは、提出者に対してその旨を電子メールでお知らせします。

6 委託業務のポイント

(1) 業務の目的

高知県では、産学官連携による県内事業者の新事業創出・イノベーションの促進や地域課題の解決等に向けて、県内企業等と高等教育機関との交流の機会創出や高等教育機関の取組を企業等知ってもらうためのセミナー等を実施しています。

本業務は、産業団体、高等教育機関や行政（以下、「産学官」という。）が、産学官連携に対する理解を深めるきっかけを提供し、相互理解を促進することで、産業団体の課題解決に向けて、具体的な産学官連携の取組へとつなげていくことを目的としています。

（２）業務の内容

別途定める「令和7年度産学官連携促進プログラム運営等委託業務仕様書」によるものとします。

（３）提案に求めるポイント

- ア 本業務の目的をよく理解した上で、貴社の強みを活かした提案をしてください。
- イ 産業団体と高等教育機関の産学官連携に対する意識合わせを入口とし、具体的な産学官連携の取組につながるようなプログラムを提案してください。
- ウ 課題のブラッシュアップ及びマッチングを目指したコーディネートを進めるためのタイミングや手法について、具体的に提案してください。

（４）提案書に記載する内容

ア 本業務の概要

（ア）全体企画と調整

- ・本業務の目的を達成するための自社の強みを活かした実施内容及び方法を具体的に記載してください。

（イ）産学官連携促進プログラム全体の構成について

- ・産学官連携の意識合わせ、課題の抽出、課題の深掘り・磨き上げ、マッチングを目指したコーディネートについて、勉強会や意見交換会の開催も含め、プログラムを体系的に示してください。

（ウ）勉強会について

- ・産業団体と高等教育機関の産学官連携に関する意識合わせという目的に沿った勉強会の内容や進行方法等を具体的に記載してください。

（エ）意見交換会について

- ・産業団体と高等教育機関の連携を促進する場となるような意見交換会の内容や進行方法等を具体的に記載してください。

（オ）課題のブラッシュアップ及びマッチングを目指したコーディネートについて

- ・プログラムの一連の流れの中で、産業団体の持つ課題をどのタイミングで選定し、深掘り・磨き上げをしていくのか具体的な手法を記載してください。
- ・マッチングを目指したコーディネートにおいて工夫する点を具体的に記載してください。
- ・本業務における企画提案者と高知県産学官民連携コーディネーターとの連携について記載してください。

イ 実施体制図

当業務を実施する体制図を作成してください。

ウ スケジュール

事業実施のスケジュールを作成してください。

エ 企業概要及び類似事業の実績

企画提案者の企業概要及び類似事業の実績を記載してください。

オ 経費見積書

「令和7年度産学官連携促進プログラム運営等委託業務仕様書」に記載された委託業務を実施するために必要なすべての費用を見積もってください。

7 その他留意事項

- (1) 企画提案書は1事業者1提案とします。
- (2) 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めません。
- (3) 提出された企画提案書が次項に該当するときは無効となる場合があります。
 - ア 虚偽の内容が記載されているもの
 - イ 企画提案書の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しないもの